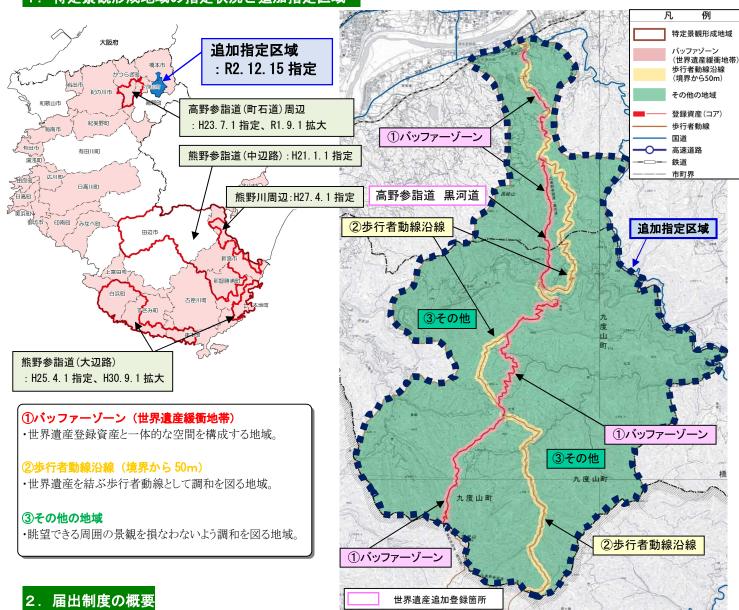
高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定等に伴う和歌山県景観計画の変更【概要】

橋本市及び九度山町内における「高野参詣道 スラ こ みち 黒河道」が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に 追加登録されたことに伴い、「高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域」を新たに追加する和歌山県 景観計画の変更

1. 特定景観形成地域の指定状況と追加指定区域



現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観 形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準

〇届出規模

高さ13m超又は 建築面積1000 m²超

〇基準

周辺景観との調和

※概ね4 階建て以上 の建築物を対象

①バッファゾーン

〇届出規模

全ての行為

〇基準

高さ13m、建築面積 1000 ㎡を超えな い規模とする 等

※小規模な建物も 対象

〇届出規模

高さ10m超又は 延べ面積500 m²超

〇基準

落ち着いた色彩 等 色彩基準あり

※中規模な建物も 対象

③その他の区域

〇届出規模

高さ13m超又は 延べ面積

1,000 ㎡超

〇基準

落ち着いた色彩 等

※概ね4 階建て以上 の建築物を対象